

令和6年度 第2回「石油製品部会(個別部会)」の議事概要

1. 石油製品部会について

日時：令和6年12月9日（月） 9：30～11：00 形式：ハイブリッド

2. 議事概要

- 国土交通省海事局（以下、海事局）より、商慣習の改善方策について説明。【資料1】
- 契約内容の明確化について、石油連盟（以下、石連）より、荷主とオペレーターとの運送契約書においては、日本海運集会所が定める様式に限らず、個別契約で取引条件を明確化している例が多い旨、役務の範囲に関しては、基本的には陸側で行うべきと読めるような記載ぶりでガイドラインに例示することは、陸側・船側のどちらが作業の責任を負担すべきかこれから議論を行うところであるため、現時点では見送りを検討いただきたい旨発言があった。
- 労働環境の改善について、石連より、船舶燃料のA重油への専焼化に関して、ガイドラインへ例示する場合は、「可能な船舶については」とする記載ぶりを検討いただきたい旨、陸側における荷役作業の実施に関するガイドラインへの掲載については、陸側も人員に余裕が無い問題や陸側・船側での作業の範囲と責任分担の問題を議論した上で、別途検討いただきたい旨、自動荷役システムの導入に関するガイドラインへの例示については、国からの支援についても触れるようご検討いただきたい旨発言があった。
- 運航の効率化及び事務処理の効率化について、石連より、システム導入に係る事例をガイドラインに盛り込む場合、システム導入は、基本的にはニーズやコストの問題等も踏まえた個社間での協議を経て実施されるものであるため、当該趣旨の記載を検討いただきたい旨発言があった。
- 荷主間における貨物融通の実施については、石連より、独禁法に抵触しない範囲で行う必要があるため、ガイドラインへ例示する場合は、「抵触しない範囲」を例示できないか検討していただきたい旨発言があった。
- ガイドラインへの例示については、日本内航海運組合総連合会より、ガイドラインへの記載ぶりを考える必要はあるものの、事例として存在するのであれば掲載しても差し支えない旨発言があった。
- 海事局より、「みんなで創る内航」推進運動参加事業者及び取組例を紹介し、内航海運業者の更なる参加促進を呼びかけた。【資料2】